（債務の保証等に類する取引）

第二百九十条　法第百六十一条第二項（国内源泉所得）に規定する政令で定める取引は、資金の借入れその他の取引に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）とする。

（国際運輸業所得）

第二百九十一条　法第百六十一条第三項（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、非居住者が国内及び国外にわたつて船舶又は航空機による運送の事業を行うことにより生ずる所得のうち、船舶による運送の事業にあつては国内において乗船し又は船積みをした旅客又は貨物に係る収入金額を基準とし、航空機による運送の事業にあつてはその国内業務（国内において行う業務をいう。以下この条において同じ。）に係る収入金額又は経費、その国内業務の用に供する固定資産の価額その他その国内業務が当該運送の事業に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りる要因を基準として判定したその非居住者の国内業務につき生ずべき所得とする。

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

第二百九十一条の二　法第百六十二条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する利子に準ずるものとして政令で定めるものは、手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるものとする。

2　法第百六十二条第二項に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一　次に掲げるものの使用料の支払に相当する事実

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの

ロ　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

ハ　第六条第八号イからソまで（減価償却資産の範囲）に掲げる無形固定資産（国外における同号ヲからソまでに掲げるものに相当するものを含む。）

二　前号イからハまでに掲げるものの譲渡又は取得に相当する事実

第二百九十二条の見出し中「非居住者」を「恒久的施設帰属所得について」に改め、同条第一項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に、「所得税の課税標準及び税額」を「所得税（法第百六十四条第一項第一号イ（非居住者に対する課税の方法）に掲げる国内源泉所得（次項及び第四項において「恒久的施設帰属所得」という。）に係る部分に限る。）の課税標準及び税額」に、「同条の規定」を「法第百六十五条第一項の規定」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法第二十六条（不動産所得）及び第三十三条（譲渡所得）　法第二十六条第一項及び第三十三条第一項に規定する他人は、法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等（以下この項及び第四項において「事業場等」という。）を含むものとする。

第二百九十二条第一項第二号を削り、同項第三号中「いう。」の下に「の額」を、「相当するもの」の下に「の額（法第百六十五条の六第一項（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する控除対象外国所得税の額を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「国内にある」を「恒久的施設を通じて行う事業に係る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「国内にある」を「恒久的施設を通じて行う事業に係る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「国内において行う事業に帰せられるもの又はその者の国内にある資産に係る」を「恒久的施設を通じて行う事業に係る」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「これらの規定に規定する損失が生じた時において国内にあつた」を「恒久的施設を通じて行う事業に係る」に、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「貸金等」を「金銭債権」に、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に、「同項」を「これらの規定」に、「とする」を「とし、恒久的施設と事業場等との間の内部取引（法第百六十一条第一項第一号に規定する内部取引をいう。第四項において同じ。）に係る金銭債権に相当するものは当該金銭債権に含まれないものとする」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「国内において行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　法第五十八条（固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例）　次に定めるところによる。

イ　法第五十八条第一項に規定する取得資産は、同項に規定する交換の時において国内にある固定資産に限るものとし、当該取得資産には事業場等からその交換により取得したものとされる固定資産を含むものとする。

ロ　法第五十八条第一項に規定する譲渡資産は、同項に規定する交換の時において国内にある固定資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限る。）に限るものとする。

第二百九十二条第一項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号中「第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）」を「第百六十四条第一項第一号」に、「国内にあるもの及び同項第四号に掲げる非居住者の有する当該資産のうちその譲渡により生ずべき所得が同号に掲げる国内源泉所得に該当する」を「恒久的施設を通じて行う事業に係る」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十五号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、「又は非居住者の国内にある資産」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同条第二項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改め、「所得税」の下に「（恒久的施設帰属所得に係る部分に限る。）」を加え、「同条」を「同項」に改め、同項の表第六十四条第二項（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）の項中「国内において行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十九条第一項（資産の譲渡とみなされる行為）	他人	他人（法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。次項及び次条第一項において同じ。）

第二百九十二条第二項の表第八十二条の四第二項（勤労者財産形成基金契約に基づいて支出された信託金等の取扱い）の項中「国内において行う」を「恒久的施設を通じて行う」に改め、同表中

第九

資産	掲げる方法）とする。	掲げる方法）とする。この場合において、当該棚卸資産のうちに非居住者が国外に有していた資産で国内に移入したもの（以下この項において「移入資産」という。）があるときは、当該移入資産については、その移入の時においてその者が当該移入資産を取得したものとして、この款の規定を適用する。
	十九条第一項（棚卸の評価の方法）	

」